

参 考 资 料

都道府県名	事業所名	法人種別	平成27年度				平成28年度									
			定員	対象者延人数	月額 工賃支払総額	時間額 工賃支払総額	定員	対象者延人数	月額 工賃支払総額	時間額 工賃支払総額						
群馬県	1わーくはうすてっぶ	2	20	492	12,496,530	25,399.5	49,006	12,496,530	25,399.5	20	281	5,530,860	19,682.8	28,075	5,530,860	19,710
群馬県	2びいす	2	20	46	1,398,280	30,397.4	4,855	1,398,280	28,800	20	273	8,368,470	30,653.7	27,438	8,368,470	30,550
群馬県	3とらっば	2	15	172	6,421,810	37,336.1	17,577	6,421,810	36,554	15	159	6,268,560	39,424.9	16,314	6,268,560	38,442
群馬県	4ベルガモント	2	28	522	5,577,420	10,684.7	15,441	5,577,420	36,112	28	491	5,513,335	11,228.8	15,187	5,513,335	36,330
群馬県	5ありさんら	2	24	299	6,291,980	21,043.4	29,679	6,291,980	21,210	24	299	6,334,980	21,186.8	29,328	6,334,980	21,160
群馬県	6トモの森	2	15	204	2,411,300	11,820.1	19,765	2,411,300	12,220	15	173	2,131,500	12,320.8	16,652	2,131,500	12,830
群馬県	7ぶどうの木	2	20	354	3,445,024	9,740.2	23,269	3,445,024	14,822	20	373	4,792,257	12,847.9	25,508	4,792,257	18,719
群馬県	8みやま工房	5	40	801	9,971,120	12,448.3	58,654	9,971,120	17,000	40	1,308	9,278,156	7,093.4	40,890	9,278,156	22,619
群馬県	9リベルタ	3	30	605	6,583,326	10,881.5	35,192	6,583,326	18,711	30	557	6,090,273	10,934.1	35,188	6,090,273	17,311
群馬県	10天啓園	2	33	471	3,692,600	7,839.9	48,587	3,692,600	7,610	33	479	3,644,700	7,609.0	48,253	3,644,700	7,440
群馬県	11玉村町障害者福祉センターのぼら	1	10	122	2,049,500	16,799.2	7,975	2,049,500	25,710	10	110	2,023,400	18,394.5	7,578	2,023,400	26,710
群馬県	12セルブおおむろ	2	10	133	1,725,410	12,973.0	13,915	1,725,410	12,440	10	134	1,759,510	13,130.7	13,640	1,759,510	12,910
群馬県	13ども	2	34	446	13,851,675	31,057.6	29,249	13,851,675	47,316	34	430	14,369,249	33,416.9	30,981	14,369,249	46,316
群馬県	14赤城の家	2	17	231	7,898,972	34,194.7	24,156	7,898,972	32,710	17	237	8,338,700	35,184.4	24,526	8,338,700	34,010
群馬県	15社会就労センター製花	2	15	177	1,821,840	10,292.9	16,562	1,821,840	11,010	15	202	1,468,910	7,271.8	18,832	1,468,910	7,810
群馬県	16ふらつく	2	30	437	6,891,021	15,788.9	37,731	6,891,021	18,216	30	496	8,415,053	16,965.8	43,632	8,415,053	19,219
群馬県	17ワークハウスドリーム	2	25	316	6,775,519	21,451.0	33,392	6,775,519	20,330	25	332	7,355,748	22,155.9	34,861	7,355,748	21,110
群馬県	18ゆずりは	2	30	308	12,608,198	40,935.7	32,001	12,608,198	39,440	30	307	13,817,192	45,007.1	31,474	13,817,192	43,910
群馬県	19ウエルク高崎	2	34	433	7,625,660	17,618.2	52,152	7,625,660	14,613	34	410	7,450,250	18,171.3	48,678	7,450,250	15,311
群馬県	20水土舎	2	32	373	6,112,040	16,386.2	35,485	6,112,040	17,212	32	378	5,216,820	13,801.1	35,489	5,216,820	14,710
群馬県	21藤岡市福祉支援センターもくせい	2	20	234	2,345,575	10,023.8	20,148	2,345,575	11,614	20	246	2,550,975	10,369.8	20,694	2,550,975	12,313
群馬県	22ふと	5	10	129	2,706,630	20,981.6	12,029	2,706,630	22,510	10	130	2,813,400	22,410.8	11,607	2,813,400	25,110
群馬県	23やよい	2	20	238	2,089,250	8,778.4	9,269	2,089,250	22,514	20	226	2,150,000	9,513.3	8,916	2,150,000	24,111
群馬県	24エコー	2	31	553	7,151,625	12,932.4	23,685	7,151,625	30,119	31	647	7,331,510	11,331.5	30,976	7,331,510	23,617
群馬県	25のぞみ	2	30	630	26,424,820	41,944.2	51,061	26,424,820	51,715	30	683	28,777,138	42,133.4	57,337	28,777,138	50,119
群馬県	26あいほーとあすなろ	5	20	369	5,435,080	14,729.2	22,836	5,435,080	23,810	20	361	4,914,553	13,613.6	23,742	4,914,523	20,710
群馬県	27リベルタ高崎	3	28	558	3,641,382	6,525.8	31,942	3,641,382	11,410	28	508	3,268,226	6,433.5	28,419	3,268,226	11,510
群馬県	28ふあいと	6	20	206	4,462,059	21,660.5	13,980	4,462,059	32,115	20	235	4,819,145	20,507.0	12,610	4,819,145	38,212
群馬県	29なかま	2	19	291	3,663,580	12,589.6	28,400	3,663,580	12,910	19	302	3,724,070	12,331.4	30,033	3,724,070	12,410
群馬県	30光明園	2	20	294	4,530,270	15,409.1	26,493	4,530,270	17,110	20	308	3,976,680	12,911.3	28,005	3,976,680	14,210
群馬県	31まほろ	2	40	572	6,354,200	11,108.7	43,232	6,354,200	14,710	40	585	5,652,500	9,662.4	44,741	5,652,500	12,613
群馬県	32せいらん	2	28	338	9,834,035	29,094.8	39,947	9,834,035	24,810	28	326	9,469,748	29,109.7	35,869	9,469,748	26,416
群馬県	33ほほえみ工舎	2	15	180	3,838,236	21,323.5	18,542	3,838,236	20,710	15	192	4,065,930	21,176.7	19,548	4,065,930	20,810
群馬県	34清流園	2	24	342	5,702,306	16,673.4	34,351	5,702,306	16,610	24	339	5,737,633	16,925.2	33,751	5,737,633	17,010
群馬県	35ワークショップくづんえい	2	30	357	8,073,981	22,616.2	37,037	8,073,981	21,810	30	430	10,152,806	23,611.2	44,924	10,152,806	22,610
群馬県	36くわのみ	2	20	279	7,832,200	28,083.2	23,865	7,832,200	32,813	20	273	7,672,740	28,105.3	25,152	7,672,740	30,511
群馬県	37木工芸館 工房ふじ	2	40	512	5,570,740	10,880.4	51,581	5,570,740	10,810	40	490	5,406,100	11,032.9	48,704	5,406,100	11,110
群馬県	38セルブあけほ	2	24	324	5,935,525	18,319.5	32,613	5,935,525	18,210	24	345	6,426,605	18,627.8	37,985	6,426,605	16,910

事業所名	法人種別	平成27年度				平成28年度			
		月額		時間		月額		時間	
		定員	対象者延人数	工賃支払総額	工賃平均額	定員	対象者延人数	工賃支払総額	工賃平均額
群馬県 39 グリーンピア	2	34	557	13,271,105	23,826.0	42,792	13,271,105	310.1	
群馬県 40 県立障害者リハビリテーションセンター就労支援部	2	68	560	10,599,700	19,928.0	47,110	10,599,700	225.0	
群馬県 41 高崎市社会就労センターセルブ楽園	1	20	204	7,677,990	37,637.2	20,205	7,677,990	380.0	
群馬県 42 藤岡ふれあいセンター一區のか	2	40	583	11,178,975	19,174.9	31,879	11,178,975	350.7	
群馬県 43 すまいる	2	20	376	5,836,570	15,522.8	18,910	5,836,570	308.6	
群馬県 44 エール	2	25	305	9,246,322	30,315.8	29,541	9,246,322	313.0	
群馬県 45 ほこべら	5	24	343	6,769,600	19,736.4	34,895	6,769,600	194.0	
群馬県 46 五村障害者福祉センターたんぽぽ	1	12	137	2,222,300	16,221.2	11,948	2,222,300	186.0	
群馬県 47 すばる	5	20	282	5,697,985	20,205.6	29,889	5,697,985	190.0	
群馬県 48 大志社	2	20	252	10,277,268	40,782.8	37,862	10,277,268	271.4	
群馬県 49 しごと工房みやま	1	20	333	6,149,855	18,488.0	24,007	6,149,855	266.2	
群馬県 50 元気のでるファームSTEP	5	14	181	3,211,525	17,743.2	9,574	3,211,525	335.4	
群馬県 51 ガーデンタイム	2	30	461	4,883,755	10,593.8	18,801	4,883,755	262.6	
群馬県 52 星夜の森学舎	2	10	144	3,203,473	22,246.3	15,255	3,203,473	210.0	
群馬県 53 くりのみ学園	2	30	411	2,494,770	6,070.0	38,681	2,494,770	64.5	
群馬県 54 へいせい学園	2	14	191	3,720,550	19,479.3	13,952	3,720,550	266.7	
群馬県 55 ワークショップありす	2	20	275	4,555,200	16,564.4	27,277	4,555,200	167.0	
群馬県 56 ホーブ高崎	2	30	371	6,779,000	18,272.2	38,196	6,779,000	177.5	
群馬県 57 ベテル	2	30	332	6,065,622	18,269.9	38,401	6,065,622	158.0	
群馬県 58 三山ヘルプ荘	2	20	240	2,356,700	9,819.6	22,007	2,356,700	107.1	
群馬県 59 エステル	2	38	440	4,201,872	9,549.7	44,701	4,201,872	94.0	
群馬県 60 セルブわたらせ	2	20	239	3,262,491	13,650.6	22,946	3,262,491	146.0	
群馬県 61 シャローム	2	20	322	7,967,835	24,744.8	33,725	7,967,835	236.3	
群馬県 62 表の家	2	20	218	2,907,340	13,336.4	10,357	2,907,340	280.7	
群馬県 63 よろずや兼善	2	21	232	3,211,872	13,844.3	21,075	3,211,872	152.4	
群馬県 64 サニースマーケット	2	20	196	4,120,000	21,020.4	18,643	4,120,000	221.0	
群馬県 65 ラスター	2	20	283	3,957,198	13,983.0	13,838	3,957,198	286.0	
群馬県 66 かざぐるま	2	14	152	1,476,000	9,710.5	13,920	1,476,000	106.0	
群馬県 67 高崎市吉井障害者自立支援センター	1	20	241	4,749,525	19,707.6	23,748	4,749,525	200.0	
群馬県 68 桐生市新里町福祉作業所	2	20	273	3,984,830	14,596.4	30,406	3,984,830	131.1	
群馬県 69 フロスあけぼの	2	32	416	6,365,300	15,301.2	40,287	6,365,300	158.0	
群馬県 70 こせら	2	14	114	1,520,249	13,335.5	11,247	1,520,249	135.2	
群馬県 71 さぐらの家	2	20	201	3,043,354	18,126.1	20,018	3,043,354	182.0	
群馬県 72 みさと	2	20	283	5,154,720	18,214.6	29,825	5,154,720	174.0	
群馬県 73 つばさ	5	10	138	806,082	5,841.2	10,644	806,082	75.7	
群馬県 74 ワークプラザ虹	5	20	302	5,316,875	17,605.5	18,560	5,316,875	286.5	
群馬県 75 アトリエART-ON	5	12	105	667,950	6,361.4	6,185	667,950	108.0	
群馬県 76 街なか作業所につっこ倶楽部	5	20	284	1,880,855	6,622.7	25,417	1,880,855	74.0	

事業所名	法人種別	平成27年度					平成28年度								
		月額		時間額			月額		時間額						
		定員	対象者延人数	工費支払総額	工費平均額	対象者延人数	工費支払総額	工費平均額	対象者延人数	工費支払総額	工費平均額				
群馬県 77 ちからん	6	14	39	530,876	13,612.2	2,201	530,876	241.2	14	53	664,267	12,533.3	2,080	664,267	319.4
群馬県 78 わくわくミサト	5	20	326	2,490,930	7,640.9	25,632	2,490,930	97.2	20	293	2,594,950	8,596.5	24,674	2,594,950	105.2
群馬県 79 one life	4	14	263	6,281,400	23,883.7	20,799	6,281,400	302.0	14	298	6,470,681	21,713.7	20,737	6,470,681	312.0
群馬県 80 キッチハウスみやま	5	20	274	5,844,319	21,329.6	16,186	5,844,319	361.1	20	267	6,281,765	23,527.2	16,531	6,281,765	380.0
群馬県 81 結まーる	2	10	71	958,532	13,500.5	8,156	958,532	117.5	10	78	1,026,785	13,163.9	8,041	1,026,785	127.7
群馬県 82 葉の花	2	10	123	3,325,071	27,033.1	12,047	3,325,071	276.0	10	139	4,643,600	33,406.5	14,511	4,643,600	320.0
群馬県 83 げんき	5	20	244	1,271,071	5,209.3	17,895	1,271,071	71.0	20	286	1,975,380	6,906.9	22,625	1,975,380	87.3
群馬県 84 ゆーハウス前橋	5	20	263	1,149,998	4,372.6	16,667	1,149,998	69.0	20	202	1,417,926	7,019.4	14,179	1,417,926	100.0
群馬県 85 リカバリーハウス	5	20	118	402,850	3,414.0	5,325	402,850	75.7	20	153	1,192,800	7,796.1	7,342	1,192,800	162.5
群馬県 86 げやき	4	20	50	827,155	16,543.1	4,143	827,155	199.7	20	107	2,057,640	19,230.3	9,758	2,057,640	210.9
群馬県 87 あいりんくす	4	14	4	11,821	2,955.3	150	11,821	78.8	14	119	1,389,561	11,677.0	8,795	1,389,561	158.0
群馬県 88 妻わら屋	5	14	141	1,018,950	7,226.6	9,939	1,018,950	103.6	14	261	2,260,790	8,662.0	18,195	2,260,790	124.3
群馬県 89 やまどり	2	10	69	722,729	10,474.3	5,828	722,729	124.0	10	156	1,443,381	9,252.4	13,365	1,443,381	108.0
群馬県 90 カラフル	5	20	1	11,235	11,235.0	95	11,235	118.3	20	134	1,431,416	10,682.2	10,666	1,431,416	134.2
群馬県 91 クラリスファーム	5	20	14	136,522	9,751.6	1,812	136,522	75.3	20	163	1,504,561	9,230.4	16,534	1,504,561	91.0
群馬県 92 さーぐる	2	20	193	2,219,625	11,500.6	11,006	2,219,625	201.7	20	319	3,711,460	11,634.7	16,569	3,711,460	224.0
群馬県 93 ソーシャルハウス	5	20	22	240,114	10,914.3	1,412	240,114	170.1	20	107	1,159,360	10,835.1	6,370	1,159,360	182.0
群馬県 94 チアフル	2	10	54	654,400	12,118.5	3,676	654,400	178.0	10	89	905,100	10,169.7	5,553	905,100	163.0
群馬県 95 トモロースタジオ倉賀野	4				0.0	0	0	0.0		0	0	0.0	0	0	0.0
群馬県 96 ふじみ野	2	10	67	452,230	6,749.7	5,673	452,230	77.0	10	127	963,330	7,585.3	11,202	963,330	86.0
群馬県 97 リリイ	4	20	13	68,600	5,276.9	980	68,600	70.0	20	0	0	0.0	0	0	0.0
群馬県 98 とほす作業所	5	20	76	655,143	8,620.3	4,102	655,143	159.7	20	138	932,150	6,754.7	9,512	932,150	98.0
群馬県 99 ワークセンターあすなろ	6	10	49	440,524	8,990.3	4,042	440,524	109.0	10	164	1,581,294	9,642.0	14,918	1,581,294	106.0
群馬県 100 福祉作業所エグアル	5	20	56	944,800	16,871.4	4,314	944,800	219.0	20	0	0	0.0	0	0	0.0
群馬県 101 夢夢	2	20	36	129,303	3,591.8	2,286	129,303	56.6	20	128	480,075	3,750.6	8,250	480,075	56.2
群馬県 102 APT	5	10	65	347,495	5,346.1	4,696	347,495	74.0	10	181	1,018,008	5,624.4	11,588	1,018,008	88.0
群馬県 103 工房あおぞら	5	20	216	1,003,665	4,646.7	11,046	1,003,665	90.9	20	234	1,220,429	5,215.5	11,524	1,220,429	105.9
群馬県 104 さくらの家	1	10	53	272,690	5,145.1	2,693	272,690	101.3	10	85	554,190	6,519.9	4,755	554,190	116.5
群馬県 105 RURI	4	0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	41	211,627	5,161.6	2,521	211,627	83.9
群馬県 106 さくらの丘	5	0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	63	424,023	6,730.5	4,198	424,023	101.0
群馬県 107 アルモニ	2	0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	182	1,989,352	10,820.6	13,718	1,989,352	143.6
群馬県 108 ワークサポート金山	6	0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	0	0	0.0	0	0	0.0
群馬県 109 COSMOS	1	0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	168	1,631,360	9,710.5	15,246	1,631,360	107.0
群馬県 110 ワークハウスみやま	5	0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	103	1,507,007	14,631.1	6,603	1,507,007	228.2
群馬県 111 ワークスペースベイト	4	0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	78	1,090,666	13,982.9	5,044	1,090,666	216.2
群馬県 112 あみ	2	0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	132	2,288,028	17,333.5	7,649	2,288,028	299.1
群馬県 113 ひまわりゆり	5	0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	41	483,350	12,032.9	3,755	483,350	131.4
群馬県 114 あいりんくす藤岡	5	0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	0	0	0.0	0	0	0.0

障発0411第4号
平成24年4月11日
一部改正 障発0324第3号
平成27年3月24日
一部改正 障発0228第3号
平成30年2月28日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。

このため、平成19年度から「工賃倍増5か年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり取り組み、平成24年度から平成29年度までは、全ての就労継続支援B型事業所において「工賃向上計画」を策定し、工賃向上に資する取組を進めてきたところであるが、平成30年度以降についても「工賃向上計画」に基づいた取組を推進することとする。

今般、下記のとおり「工賃向上計画」等の作成に当たっての基本的な指針をお示しすることとしたので、ご了知の上、都道府県における計画作成の参考とされるとともに、管内市町村、障害福祉サービス事業所等関係者に対する周知方宜しくお願いしたい。

記

1 「工賃向上計画」による取組の必要性

平成23年度までの「工賃倍増5か年計画」については、全ての都道府県において計画を策定し、関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力のもと、工賃向上に向けた取組を推進してきたところであるが、十分な工賃向上に繋がらなかったことを踏まえ、平成24年度以降については、3年毎に「工賃向上計画」を策定し、都道府県及び各事業所において工賃向上に向けた取組を実施してきたところである。

平成25年4月には、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進が図られているところである。また、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月）、未来投資戦略2017（平成29年6月）や働き方改革実行計画（平成29年3月）においても、障害者が希望や能力、適性を活かした就労支援の取組を推進するとともに、農福連携等による就労支援により、工賃向上を推進していくこととしている。

工賃向上に当たっては、計画に基づいた継続的な取組が重要であることから、平成30年度以降についても、「工賃向上計画」を策定し、引き続き工賃向上に向けた取組を推進することとしている。

この取組を実効あるものとするためには、本計画の対象となる障害福祉サービス事業所において、工賃水準を引き上げることの意義を再確認し、全職員一丸となって取組を進めていただくことが重要である。

さらに、その目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めるとともに、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが更に必要であると考えている。

各都道府県におかれては、「工賃向上計画」に具体的な支援策を盛り込み、各事業所における取組が効果的に実施されるよう支援いただき、協働してその実現に向けて取り組まれない。

2 都道府県における取組

(1) 都道府県は、障害福祉サービス事業所の「工賃向上計画」の作成・推進について積極的に支援するとともに、その支援内容を含む「工賃向上計画」を作成し、平成32年度までに取り組む具体的方策に従って都道府県内の事業所（指定都市、中核市、その他指定権限の委譲を受けた市町村が指定した事業所も含む。以下同じ）の支援を計画的に行うものとする。

(2) 基本的事項

ア 計画の作成時期

都道府県は、平成30年4月末までに「工賃向上計画」を策定する。

イ 計画の対象期間

平成30年度から平成32年度までの3か年とする。

ウ 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

(※ なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所(雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。以下同じ。)、生活介護事業所(生産活動を行っている場合。以下同じ。)、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所として都道府県が認めた事業所は、支援策の対象として差し支えない。)

(3)「工賃向上計画」の作成

ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項

(ア) 平成32年度までの各年度の目標工賃(月額又は、月額及び時間額)

(※ 都道府県の目標工賃は、各事業所から報告された目標工賃が月額の場合には月額により、また月額及び時間額の場合には月額及び時間額により設定すること。)

(イ) 平成32年度までの各年度に取り組む具体的方策

(ウ) その他の事項

イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

(ア) 目標達成のための課題の分析

事業所に対するヒアリング等を通じ、事業所の現状を把握し、工賃向上に当たっての課題を整理するとともに、平成27年度から平成29年度までの「工賃向上計画」の評価、検証による分析をし、これらの課題や問題点について、都道府県及び事業所双方の共通認識とし、それを踏まえて計画を作成することとする。

(イ) 目標設定

平成30年度から平成32年度までの各年度の目標工賃は、当該都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況、地域の産業状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとする。

その際、都道府県においては、暫定の目標工賃(月額及び時間額)を設定し、事業所が選択し報告された目標工賃(月額又は時間額)により適宜目標の見直しを行うものとする。

また、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない者がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することも検討すること。

(ウ) 各年度に取り組む具体的方策

(ア)で明らかとなった課題を踏まえ、計画に盛り込む具体的な方策を検討する。

a 企業の経営手法の導入

民間企業のノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、こうした企業的な経営手法を導入するための方策を積極的に盛り込むこと。

なお、事業所に対する経営指導等に当たっては、コンサルタントの派遣や企業OBの紹介・あっせん等を積極的に活用し、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善等を効果的に推進すること。

b 障害福祉部局と他部局等との連携による障害者の就労機会の創出

農業や観光業などの地域の基幹産業との連携や、高齢者の見守・配食サービスの実施など、工賃向上を目指しつつ、障害者が地域の支え手として活躍することを目指した就労機会の拡大を図るために、障害福祉部局と他部局等との連携に努めること。なお、他部局等との連携にあたっては、工賃向上計画策定の段階から関係部署や関係機関の参画を求めることが望ましい。

c 説明会や研修等の実施

民間企業における研修等の活用及び経営や事業内容に適した専門家（企業OBを含む）等による研修、技術指導等により、事業所の経営者、職員の意識改革や技術・ノウハウの習得を図るとともに、新たな商品開発や商品の質の向上等を図ること。

d 共同化推進

複数の事業所が共同して受注、品質管理等を目的とした取組である共同受注窓口の体制整備、活用等を図ること。

(エ) 都道府県と事業所の共同した取組

都道府県と事業所が共同して取組むことを重視し、(2)のウの計画の対象事業所において、特別な事情（震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、著しい損害を受けた等をいう。以下同じ。）がない限り工賃向上計画を作成させ、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すなど、事業所の主体性が引き出されるものとなるよう工夫すること。

(4) 「工賃向上計画」に基づく取組の推進

ア 事業所が作成する「工賃向上計画」への助言及び目標工賃の達成状況の把握・公表

(ア) 事業所が作成する「工賃向上計画」について、必要に応じヒアリング等を通じ計画の考え方等を把握し、助言指導を行うこと。

(イ) 工賃向上計画については、特別な事情がない限り個々の事業所における計画を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すこと。

(ウ) 毎年の工賃の実態調査等を通じ、工賃実績や目標工賃の達成状況を把握するとともに、障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう都道府県のホームページや広報紙等を通じ、事業所情報として公表し、新たな事業所の利用希望者等から求めがあった場合には、情報提供すること。また、毎年度6月末日までに実績を国に報告すること。

イ 事業所に対する助言等

(ア) 企業的な経営手法への意識改革を行うこと

(イ) 各事業所における工賃向上に向けた取組状況を把握し、必要に応じて助言等を行うこと。

(ウ) 説明会等の機会を通じ、他の事業所における先進事例の紹介を行うこと。

ウ 企業等からの発注の推進

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき実施されている在宅就業障害者に対する発注促進の仕組み（在宅就業障害者支援制度）について、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む（２）のウの事業所も対象となっているので、一般企業や事業者に対する制度の周知等を行い、利用を促すこと。（ただし、就労継続支援A型事業所及び生活介護事業所は対象とされていないことに留意されたい。）

また、事業所が在宅就業支援団体の登録を受けることにより、当該事業所が仕事の発注を受け、利用者に対し、仕事の提供や対価の支払いを行うことが可能となるため、事業所に対しても本制度の活用を促すこと。なお、制度の詳細については、「在宅就業支援団体関係業務取扱要領」を参照されたい。

エ 官公需の発注等の配慮について

工賃向上に当たっては、地方公共団体又は地方独立行政法人が発注する官公需の活用も効果的であることから、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を必ず作成するとともに、障害者就労施設における取扱品目を十分に把握した上で事業所への優先発注などについても目標値を掲げて積極的に取り組むよう努めること。

オ 「工賃向上計画」作成のネットワーク

工賃の向上にあたっては、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進することとしている。このため、計画の作成にあたっては、対象となる事業所との連携を図ることはもちろん、事業所団体、地域の産業界の代表者、障害者雇用に積極的に取り組んでいる民間企業、労働局、庁内の労政、商工等の担当部署等からの意見集約を図ること。

カ 事業者団体等との連携による共同受注の推進

これまでの取組を見ると、事業者団体や一般企業等との連携により共同受注に取り組んだ場合に、工賃向上に効果が見られた事例もあるが、一方で都道府県と事業者団体等との連携が必ずしも十分ではなかったところもあるので、事業者団体等とも連携のうえ計画策定及び具体的な取組を進めることとされたい。

キ 市町村への働きかけ

地域で障害者を支える仕組みが重要であるが、障害者が支えられる側だけでなく地域を支える側として活躍することも目指し、市町村においても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく協議会（以下「協議会」という。）等を活用し、地域の支え手として、障害者の仕事の創出や工賃向上への事業所の取組を積極的に支援するよう依頼する。

また、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を作成していない市町村もあることから、調達方針を必ず作成するよう促すこと。

なお、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、国や地方公共団体等が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、障害者就労施設等からの物品等に対する我が国全体の需要を増進するという障害者優先調達推進法の意義を踏まえ、地域に事業所がないような場合においても、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を作成し、調達に努めること。

ク その他「工賃向上計画」の達成に資する支援策

(5) 「工賃向上計画」を着実に推進するため、社会福祉施設等施設整備費や独立行政法人福祉医療機構の融資等を積極的に活用するよう助言すること。

(6) 「工賃向上計画」の報告

都道府県が作成した「工賃向上計画」については、平成30年6月末日までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。

また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、都道府県のホームページ、広報紙を通じて、公表していただくことが望ましい。

また、各事業所がこの事業に取り組むに当たり、具体的な事例を参考とし実施することが効果的であることから、WAMネット等に掲載されている優良な事例を参考に取組まれることを推奨する。

なお、国においては報告のあった計画を取りまとめて、必要に応じてその内容を公表することとしている。

(7) 「工賃向上計画」の達成状況及び評価

ア 「工賃向上計画」の評価及び見直しの報告

「工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「工賃向上計画」の見直し等所要の対策を実施することが必要であること。

なお、「工賃向上計画」の見直しがあった場合、各年度6月末までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。

イ 「工賃向上計画」の毎年の実績把握

工賃実績の把握（報告）に当たっては、工賃実態調査等を通じ、毎年の工賃実績を集計・公表し、工賃向上計画の達成状況の評価を行うこと。

また、(2)のウにより「工賃向上計画」の対象となった就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターについても別に集計・公表することとする。

なお、工賃の算出等にあたっては、平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」に基づき実施すること。

3 各事業所における取組

(1) 就労継続支援B型事業所等の工賃向上については、これまでも各事業所において懸命に取り組まれてきたところであるが、障害者が地域において自立した生活を実現できるようにするため、工賃の更なる向上に取り組むことは重要な課題であり、事業所は利用者のこうした希望をかなえる取組を進めることが求められる。このため、すべての事業所の全職員が工賃向上のために主体的に取り組むことが何よりも重要であり、事業所責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理念・運営方針を示し共有していく必要がある。したがって、各事業所においては、工賃水準向上に取り組んでいただくとともに、以下に定めるところにより、その実現に向けた「工賃向上計画」を特別な事情がない限

り作成することとする。

(2) 基本的事項

ア 計画の作成時期

事業所は平成30年5月末までに「工賃向上計画」を策定する。

イ 計画の対象期間

事業所の作成する「工賃向上計画」は、事業所の実情等を踏まえて対象期間を設定し作成するものとする。

具体的には、事業所の現状分析、対象期間の設定と当該期間で達成すべき目標工賃の設定、目標工賃達成のための年次計画の作成及び具体的取組の実施、目標工賃の達成状況の点検及び評価を行い、その結果に基づき、所要の見直し（工賃向上P.D.C.A [plan,do,check,action] サイクルの確立）をしていくこととする。

ウ 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

(※ なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターのうち、希望する事業所は「工賃向上計画」を作成する。

(3) 「工賃向上計画」の作成

ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項

(ア) 平成32年度までの各年度の目標工賃（月額又は時間額）

また、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない者がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することも検討すること。

(イ) 平成32年度までの各年度に取り組む具体的方策

(ウ) その他の事項

イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

(ア) 事業所の現状分析

目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみならず管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めることが必要である。その上で、目標工賃を達成するための年次予算計画を職員全体で検討する。その際、目標工賃達成指導員は、施設内の活動にとどまらず、地元企業や経営者団体等との協働による商品開発や販売戦略、生産性の向上や販路拡大など、利用者の工賃向上のために積極的に工賃向上の取組を推進していくこと。

また、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが重要であることから、利用者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進するため

の課題の整理を行うこと。

(イ) 目標工賃の設定において勘案する事項

平成30年度から平成32年度までにおける目標工賃については、以下の項目を勘案して設定することが望ましい。また、取組状況の点検、評価に資するよう、各年度における目標工賃も設定することとする。

- a 各事業所の平成29年度の平均工賃実績
- b 地域の実情を踏まえ、障害年金と合算して、障害者が地域で自立した生活を実現できるため必要な収入
- c 地域の最低賃金や一般雇用されている障害者の賃金
- d 各都道府県の目標工賃

(ウ) 各年度に取り組む具体的方策

工賃向上計画には、各年度に取り組む具体的方策を盛り込むこと。

- a 目標工賃は、各事業所が取り組むことによってはじめて達成されるものであり、管理者、職員、利用者が工賃向上に取り組む意義を十分理解し、価値観を共有できるよう、管理者の責任において、機会を捉えて事業所内の意識改革に取り組むこと。
- b 工賃向上を効果的に進める上で、民間企業の有するノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、コンサルタントや企業OBを積極的に受け入れ、職員等の意識改革、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善、民間企業の経営感覚を身につける等の取組を着実に進めること。
- c 同じ地域の事業所が共同して共同受注の仕組みを構築すること等、地域の事業者ネットワークによる事業も実施することも可能であること。
- d 企業から請け負った作業を当該企業内等で行う支援（以下「施設外就労」という。）は、就労能力や工賃・賃金の向上及び一般就労への移行に効果的である。平成30年度からは、施設外就労の可能日数を月の利用日数から2日を除く日数を限度としていたことや、施設外就労の総数を利用定員の100分の70以下とされていた要件の緩和を行っていることから、地域の人手不足感のある企業等の施設外就労先を確保することにより、工賃向上及び一般就労への移行に努めるなど、積極的に施設外就労の実施を検討すること。
- e 通所の利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して一定の要件を満たした上で、支援を提供した場合に基本報酬の算定が可能となっている。平成30年度からは、在宅利用を促進する観点から在宅利用者が居宅において支援を受けた場合には報酬上の加算で評価している。障害者の工賃向上や多様な働き方を支援していくため、在宅利用者に対する支援も検討すること。
- f 工賃の向上に当たっては、産業界等の協力を得ながら進めることが重要であるため、地域の企業や商工会議所、商店街、労働関係者等との連携を検討すること。また、個別の企業への働きかけについても具体的に目標を掲げて取り組むことも検討すること。

g 都道府県等が実施する研修会へ参加すること。

h 市町村と連携し、市町村の取組及び地域課題を把握したうえで、その解決に向けた事業に取り組むことも検討すること。

(4) 「工賃向上計画」の報告

事業所が作成した「工賃向上計画」については、平成30年5月末日までに各都道府県あて提出願いたい。

また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、事業所のホームページ、広報誌を通じて、公表すること。

(5) 「工賃向上計画」の達成状況及び評価

「工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「工賃向上計画」の見直し等所要の対策を実施することが必要であること。

なお、「工賃向上計画」の見直しがあった場合、各年度5月末日までに各都道府県あて提出願いたい。

4 市町村における取組への協力依頼

地域で障害者を支える仕組みを構築するとともに、障害者が地域を支える側として活躍することも目指し、協議会等を活用し、農業や観光業、高齢者の日常生活支援などの障害福祉分野以外の行政分野との連携により障害者の就労機会を創出するなど、工賃向上への事業所の取組を積極的に支援していただくよう市町村に対し協力を依頼する。

(1) 市町村として支援する内容を検討するよう依頼する。

(2) 市町村の取組内容について、都道府県へ報告を求める。

(3) 市町村において、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定、公表し、当該方針に基づいた物品等の調達が行われるよう周知する。

(4) 以下に示すような取組を市町村に働きかける。

【企業向】

- ・ 市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。
- ・ 地域の企業や商工会議所、商店街へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。

【官公需向】

- ・ 市町村の事業所への発注について、各種計画に目標を定める。
- ・ 事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。
- ・ 幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。

【その他】

- ・ 庁舎等を活用した授産製品販売スペースの提供。

工賃向上推進会議設置要項

(目的)

第1条 障害者の自立とりわけ経済的自立を支援するための計画の策定、推進、検証及び評価にあたり、多様な意見を取り入れ、障害者就労施設等で働く障害者の更なる工賃の向上を図るため、工賃向上推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次の事項について協議及び情報交換を行う。

- (1) 工賃向上計画に関すること。
- (2) 目標工賃に関すること。
- (3) 工賃向上に向けた各関係機関の取組に関すること。
- (4) その他工賃向上に向けた情報提供及び必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 会議の構成員は別表に掲げる関係機関において、工賃向上に係る実務を行う担当者で構成する。

- 2 委員の任期は3年とする。
- 3 委員が会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 必要に応じ、委員以外の関係者に出席を求めることができる。

(会議の開催)

第4条 会議は必要に応じ随時開催する。

(座長)

第5条 座長は、県健康福祉部障害政策課施設利用支援係長が務める。

(事務局)

第6条 会議の事務は、県障害政策課施設利用支援係が行う。

附 則

この要項は、平成26年10月15日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年7月6日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年8月8日から適用する。

別表

工賃向上推進会議構成団体等一覧

所 属	人数
群馬県身体障害施設運営協議会	1名
群馬県知的障害者福祉協会	1名
群馬県精神障害者社会復帰協議会	1名
群馬県福祉作業所連絡協議会	1名
群馬県社会就労センター協議会 (群馬県障害者施設等共同受注窓口事務局)	3名 (1名)
就労継続支援A型事業所	1名
群馬県社会福祉協議会	1名
市町村障害福祉担当課	3名
障害者優先調達推進部会	2名
群馬県障害政策課	1名

計 15名

平成27～29年度工賃向上推進会議委員名簿

団体等	事業所種別	所属	氏名
群馬県身体障害施設運営協議会	就労継続支援B型事業所	わーくはうすすてっぷ	北爪 敏江
群馬県知的障害者福祉協会	就労継続支援B型事業所	まほろ	糸井 綾
群馬県精神障害者社会復帰協議会	就労継続支援B型事業所	ラスター	萬谷 高史
群馬県福祉作業所連絡協議会	地域活動支援センター	さくらの家	福田 麻美
群馬県社会就労センター協議会	就労継続支援B型事業所	ウエルク高崎	水越 康博
	就労継続支援B型事業所	ありさんち	井達 崇臣
	群馬県障害者施設等共同受注窓口事務局		石川 益雄
就労継続支援A型事業所	就労継続支援A型事業所	ネンテル	遠藤 佳太郎
群馬県社会福祉協議会	/	施設福祉課	澁谷 泰弘
市町村障害福祉担当課	/	高崎市障害福祉課	浅見 英規
	/	館林市社会福祉課	熊田 かおる
	/	玉村町健康福祉課	畑中 哲哉
障害者優先調達推進部会	/	健康福祉課	宮崎 忠司
	/	監理課	長岡 志吏

第3次群馬県工賃向上計画

平成30年3月 群馬県健康福祉部障害政策課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

電話 027-226-2632

FAX 027-224-4776